

子ども・子育て支援新制度について

1 国の子ども・子育て会議での審議について

(1) 進捗状況等

- ・ 各種基準、事業内容…審議終了
- ・ 必要額 1 兆 1 千億円のうち、消費増税による 7 千億円以外は確保が難しい模様
- ・ 公定価格…26 年度の早い時期に骨格が示される予定

(2) 審議が終了した主な項目

ア 保育の必要性の認定について

- ・ 就労時間の下限…月 48 時間～64 時間の範囲で市町村が定める 等
- ・ 子ども・子育て支援は保護者の育児の肩代わりではない（附帯意見）

イ 地域型保育事業について

- ・ 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
- ・ 市町村が条例で認可基準を定める

ウ 地域子ども・子育て支援事業について

- ・ 利用者支援事業…個々のニーズに応じて適切なものを選択し、利用できるよう支援 等
- ・ 放課後児童クラブについては、市町村が条例で設備・運営基準を定める

エ 確認制度について

- ・ 利用定員の考え方、運営基準、情報公表の取扱い 等
- ・ 市町村が条例で運営基準を定める

オ 幼保連携型認定こども園の認可基準について

- ・ 学級編成、職員配置基準、設備、運営 等
- ・ 都道府県が条例で設備・運営基準を定める

2 県内各市町の進捗状況について

(1) ニーズ調査

各市町とも調査終了、順次集計中

→ 4 月中旬に国がニーズ調査による保育等の必要量の見込みを調査予定

(2) 地方版子ども・子育て会議

- ・ 各市町設置済み
- ・ 審議内容
ニーズ調査票内容、区域の設定、量の見込み報告、計画の構成 など

地方版子ども・子育て会議（子育て文化審議会）

◆役割

地方版子ども・子育て会議は、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割が期待されている。

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（やまぐち子どもきららプラン）

- 広域自治体として、国の基本指針を踏まえて「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。また、新制度の給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行う。

※「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村を支援事業計画作成段階において、市町村・都道府県は定期的に協議・調整

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項】：5年ごとに計画を策定

（必須記載事項）

- 区域の設定
- 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。
- 市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- 人材の確保・資質向上

（任意記載事項）

- 市町村の業務に関する広域調整
- 特定施設・事業者に係る情報の開示
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

子ども・子育て支援新制度の本格施行(平成27年4月)までの事前準備に関する作業日程(案)

区分	平成25年度									平成26年度											
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
山口県子育て文化審議会(県事業計画策定)				● 基本指針、スケジュール等					● 県事業計画策定に向けた協議案件等			● 事業計画骨子案 諮問				● 事業計画案 中間答申	➡ パブリックコメント		● 事業計画案		● 国へ提出 最終答申
市町事業計画策定	調査項目検討	➡ ニーズ調査実施・需要量の見込検討							➡ 供給量の見込検討		➡ 計画素案検討		県へ報告	➡ パブリックコメント実施		➡ 計画の調整等		事業計画決定	県へ提出		
認可・運営基準	国の子ども子育て会議の進捗により各種基準について随時検討 必要となる条例 【県】 ○ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準 ○ 幼保連携型認定こども園の認可を行う際に意見を聴く合議制の機関の設置 【市町】 ○ 地域型保育事業の認可基準 ○ 放課後児童健全育成事業の設備運営基準等 ○ 支給認定(保育の必要性の認定)基準 ○ 保育の利用料(利用者負担) ○ 教育・保育施設等の運営基準										条例案議会上程		条例案議会上程		新制度移行にかかる住民周知		保育の必要性の認定、認定証の交付 利用施設の調整・斡旋				
支給認定基準											随時検討		随時検討		随時検討		随時検討		随時検討		随時検討

● 県への随時報告事項

県子ども・子育て支援事業支援計画構成

【必須記載事項】

1. 区域の設定に関する事項

市町が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定

(1) 区域の趣旨・内容

(2) 区域の状況

※区域・・・教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となるもの

◆区域設定の考え方

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(1) 各年度における特定教育・保育施設等の必要利用定員総数

(2) 区域ごとに設定した「量の見込み」に対応するように特定教育・保育施設等の提供体制の確保の内容及びその実施時期

◆市町から積み上げた教育・保育についての需要・供給量について検証等

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園

① 目標設置数・設置時期、② 幼稚園及び保育所からの移行に必要な支援

③ 普及（特に幼保連携型）に係る基本的な考え方

(2) 県が行う必要な支援に関する事項

幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

(3) 教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

① 教育・保育施設、② 地域子ども・子育て支援事業

(4) 連携の推進方策

① 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

② 幼稚園及び保育所と小学校等との連携

◆認定こども園への移行枠

◆教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

◆連携の推進方策

4. 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

◆従事する者の確保及び資質の向上のための方策

5. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町との連携に関する事項
- (1) 児童虐待防止対策の充実
 - (2) 社会的養護体制の充実
 - (3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - (4) 障害児施策の充実等

【任意記載事項】

6. 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- (1) 市町子ども・子育て支援事業計画作成時における協議及び調整等に係る事項
 - (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定時における協議及び調整等に係る事項
7. 教育・保育情報の公表に関する事項
- 事業者が提供する教育・保育に係る教育・保育情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする教育・保育情報の公表に関する事項
8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備